

政令番号234 臭素

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和2年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	9.0E+1			90.0				90.0
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県		1.0E+1		10.0				10.0
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県	1.8E+2			182.0				182.0
15	新潟県								
16	富山県						5.0E+1	50.0	50.0
17	石川県								
18	福井県						3.3E+2	330.0	330.0
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県	1.1E+1			11.0				11.0
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府	5.2E+1			52.0				52.0
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県	1.0E-1			0.1				0.1
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県	8.8E+1			88.0				88.0
35	山口県	4.0E+2			397.5	1.7E+0	1.7		399.2
36	徳島県								
37	香川県	1.0E-1			0.1				0.1
38	愛媛県	6.0E+1			60.0	8.0E+1	80.0		140.0
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		8.8E+2	1.0E+1		890.7		4.6E+2	461.7	1,352.4

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。